

○久喜市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱

平成22年3月23日

告示第99号

改正 平成25年5月10日告示第213号

平成26年6月24日告示第326号

平成27年7月10日告示第272号

平成28年3月31日告示第143号

平成29年3月31日告示第175号

平成30年3月30日告示第151号

平成30年11月14日告示第469号

令和2年8月11日告示第327号

令和3年3月12日告示第129号

令和3年9月30日告示第516号

令和4年1月13日告示第12号

令和4年3月8日告示第91号

(目的等)

第1条 この告示は、市が自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を必要とする障がい者等に対し、用具の給付又は貸与（以下「給付等」という。）をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 用具の給付等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第6号に規定する地域生活支援事業として行うものとし、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における「障がい者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）による療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条第2項の児童相談所において知的障がいがあると判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の障害がある者（以下「難病患者等」という。）

第3条 削除

(登録事業者)

第4条 この事業の実施を希望する事業者は、日常生活用具給付等事業者登録申請書（様式第1号）を久喜市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に提出しなければならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、当該申請をした者に対し日常生活用具給付等事業者登録決定・却下通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(給付等の対象となる用具の種目等及び対象者)

第5条 給付等の対象となる用具の種目、性能等は、別表第1に掲げるとおりと

する。

- 2 給付等の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。
 - (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき市の住民基本台帳に記録されている在宅の障がい者等であること。
 - (2) 別表第1に掲げる用具の品目ごとに定められた障がいの程度及び対象年齢に該当する者であること。
 - (3) 給付を受ける用具と同種の用具に係る介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付を受けることができない者であること。
- 3 前項第1号の規定にかかわらず、頭部保護帽及びストマ用装具の給付については、同項の対象者及び次に掲げる者を給付の対象者とする。
 - (1) 住民基本台帳法の規定に基づき市の住民基本台帳に記録されている障がい者等で、入院中又は施設に入所中であるもの
 - (2) 市外の施設に入所し、市から障害者総合支援法の規定による障害福祉サービスの支給決定又は児童福祉法第24条の3第4項に規定する入所給付決定を受けている障がい者等
- 4 既に給付を受けた用具と同一の品目の用具は、前回の給付日から別表第1耐用年数の欄に規定する期間を経過するまでは、給付対象外とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 修理不能により用具の使用が困難となった場合
 - (2) 用具の再交付の方が部品の交換よりも真に合理的又は効果的であると認められる場合
 - (3) 操作機能の改善等を伴う新たな用具の方が使用効果が向上する場合
- 5 給付等の対象となる用具は、1品目につき1個とする。ただし、福祉事務所長が、対象者の状況等により特に必要と認めた場合は、1品目につき2個とすることができる。

(給付等の申請)

第6条 給付等を受けようとする者（保護者を含む。以下「申請者」という。）

は、日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第3号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請が難病患者等に係るものであるときは、同項の申請書に診断書（様式第3号の2）又は特定疾患医療受給者証の写しその他難病患者等であることが確認できる書類を添付するものとする。

3 申請者は、第1項の規定による申請が暗所視支援眼鏡の給付に係るものであるときは、同項の申請書に日常生活用具意見書（暗所視支援眼鏡用）（様式第3号の3）を添付するものとする。

（調査及び決定）

第7条 福祉事務所長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに対象者の身体的状況、経済的状況及び家庭環境等実情を調査の上、日常生活用具給付（貸与）調査書（様式第4号）を作成し、給付等の可否を決定しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の規定により用具を給付することを決定したときは日常生活用具給付決定通知書（様式第5号）により、用具を貸与することを決定したときは日常生活用具貸与決定通知書（様式第6号）により、申請を却下することを決定したときは日常生活用具給付（貸与）却下通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（用具の給付）

第8条 福祉事務所長は、前条第1項の規定により用具の給付を決定した者（以下「利用者等」という。）に、日常生活用具給付券（様式第8号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

2 給付券の交付を受けた者は、第4条第2項の規定により登録することが決定された事業者（以下「登録事業者」という。）に当該給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、福祉事務所長は、第5条第1項に規定する用具の種目のうち排泄管理支援用具（収尿器を除く。以下この条において同じ。）及び人工喉頭（埋込型用人工鼻）については、その申請者の手続の利便性を考慮し、申請1回につき給付券を6か月分まで交付することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、利用者等が償還払いによる用具の給付を希望するときは、福祉事務所長は、利用者等が事業者から直接用具を購入することで用具の給付をすることができるものとする。ただし、排泄管理支援用具については、償還払いによる用具の給付の対象としないものとする。

（用具の貸与）

第9条 用具の貸与の決定を受けた者は、福祉事務所長と使用貸借契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、使用貸借期間が満了する日までに福祉事務所長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときも、また同様とする。

（利用者等負担額及び請求）

第10条 利用者等が負担する額は、別表第1に掲げる額の100分の10とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者等が負担する額が別表第2に定める利用者負担上限月額を超えるときは、その上限額の範囲内とする。

3 第8条第2項の規定により用具の給付を受けた場合において、登録事業者が利用者等に代わり、別表第1に掲げる額から前2項に規定する利用者等が負担する額を除いた額（以下「公費負担額」という。）の交付を受けようとするときは、当該登録事業者は、市長が別に定める方法により、市長に当該公費負担額を請求するものとする。

4 第8条第4項の規定により用具の給付を受けた場合において、利用者等が公

費負担額の交付を受けようとするときは、当該利用者等は、日常生活用具給付等事業公費負担額請求書（様式第9号）に領収書その他の当該給付に要した経費が分かる書類を添えて市長に請求するものとする。

（使用制限）

第11条 給付等を受けた者は、当該用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 福祉事務所長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該給付のために市が交付した額に相当する額の全部又は一部を市に納入させることができる。

3 福祉事務所長は、用具の貸与を受けた者が第1項の規定に違反したときは、第9条第1項の規定により締結した使用貸借契約を解除し、貸与していた用具を返還させることができる。

（給付台帳の整備）

第12条 福祉事務所長は、給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付・貸与台帳（様式第10号）を整備しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年久喜市告示第314号）、菖蒲町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成6年菖蒲町告示第8号）、栗橋町障害児（者）日常生活用具費支給事業実施要綱（平成20年栗橋町告示第3

4号)、鷺宮町重度障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱(平成12年鷺宮町告示第47号)又は鷺宮町障がい児・者日常生活用具費支給事業実施要綱(平成19年鷺宮町告示第5号)の規定によりなされた登録、決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年5月10日告示第213号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日の前日までに、この告示による改正前の久喜市重度障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年6月24日告示第326号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年7月10日告示第272号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第143号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の久喜市心身障がい児通園施設利用者負担額助成要綱様式第2号、久喜市子どものショートステイ事業実施要綱様式第2号(裏)、久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱様式第3号(裏)及び様式第6号(裏)、久喜市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱様式第4号(裏)及び様式第8号(裏)、久喜市高齢者日常生活用具購入費助成事業実施要綱様式第3号(裏)及び様式第6号(裏)、久喜市家族介護用品支給事業実施要綱様式第6号(裏)、久喜市補装具費の代理受領に関する要綱様式第2号(裏)、久

喜市日中一時支援事業実施要綱様式第2号(裏)、様式第5号(裏)及び様式第8号(裏)、久喜市移動支援事業実施要綱様式第2号(裏)、様式第5号(裏)及び様式第8号(裏)、久喜市地域活動支援センター事業実施要綱様式第2号及び様式第6号、久喜市地域生活支援事業補助金交付要綱様式第2号(裏)、久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱様式第2号(裏)、久喜市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱様式第2号(裏)及び様式第7号(裏)、久喜市障がい者就職支度金支給要綱様式第3号、久喜市紙おむつ給付事業実施要綱様式第5号(裏)、久喜市介護サービス利用者負担助成要綱様式第3号及び様式第4号、久喜市訪問介護利用者負担額軽減要綱様式第2号、久喜市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱様式第7号、様式第9号及び様式第10号、久喜市住民基本台帳実態調査に係る事務取扱要綱様式第6号、久喜市被災者住宅再建支援金交付要綱様式第4号、様式第8号及び様式第9号、久喜市養育支援訪問事業実施要綱様式第4号及び様式第9号、久喜市多子軽減措置に伴う償還払による障害児通所給付費支給要綱様式第3号並びに久喜市児童手当事務「住民用」取扱要綱様式第4号(裏)、様式第6号(裏)、様式第7号(裏)、様式第8号(裏)、様式第9号(裏)、様式第10号(裏)、様式第13号(裏)、様式第14号(裏)、様式第15号(裏)、様式第16号(裏)及び様式第21号は、この告示の施行の日以後にされる処分について適用し、同日前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日告示第175号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第151号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この告示の施行の日以後の給付等の申請から適用し、同日前の給付等の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月14日告示第469号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年8月11日告示第327号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の久喜市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の自立生活支援用具等の給付又は貸与に係る申請から適用し、同日前の自立生活支援用具等の給付又は貸与に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月12日告示第129号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日告示第516号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年1月13日告示第12号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の久喜市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、令和3年10月1日から適用する。

附 則（令和4年3月8日告示第91号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第10条関係）

種目	品目	区	障がいの程度（いづれかに該当するものと。）	対象年齢 (原則)	性能	耐用年数 (年)	基準額 (円)	備考
----	----	---	-----------------------	--------------	----	-------------	------------	----

介 護・ 訓練 支援 用具	特殊 寝台	給 付	(1) 下肢又は体 幹機能障害2級以 上 (2) 難病患者等 で寝たきりの状態	18歳 以上	腕、脚等の訓練 ができる器具を 附帯し、原則と して使用者の頭 部及び脚部の傾 斜角度を個別に 調整できる機能 を有するもの	8	15 4,0 00	
	訓練 用ベ ッド	給 付	(1) 下肢又は体 幹機能障害2級以 上 (2) 難病患者等 で下肢又は体幹機 能障害	3歳以 上18 歳未満	腕又は足の訓練 ができる器具を 備えたもの	8	15 9,2 00	医学的 な判断 により 必要性 が認め られた ときは、 3歳未 満の者 への給 付も可 能とす る。
	特殊 マッ ト	給 付	(1) 下肢又は体 幹機能障害1級 (常時介護を要す る場合に限る。)	3歳以 上	褥瘡の防止又は 失禁等による汚 染若しくは損耗 を防止できる機	5	19, 60 0	

		(2) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 (3) 重度又は最重度の知的障がい (4) 難病患者等で寝たきりの状態		能を有するもの			
特殊尿器	給付	(1) 下肢又は体幹機能障害 1 級 (常時介護を要する場合に限る。) (2) 難病患者等で、自力で排尿できない状態	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が、容易に使用し得るもの	5	6 7, 0 0 0	
入浴担架	給付	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 (入浴に当たって家族等他人の介助を要する場合に限る。)	3 歳以上	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5	8 2, 4 0 0	
体位変換器	給付	(1) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 (下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する場合に限る。)	3 歳以上	介助者が、対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5	1 5, 0 0 0	

			(2) 難病患者等で寝たきりの状態					
移動 用リ フト	給 付	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能障害	3歳以上	介助者が、対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4	15 9,0 00		
訓練 いす	給 付	下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上18歳未満	原則として、付属のテーブルをつけるものとする。	5	33, 10 0		
自立 生活 支援 用具	入浴 補助 用具	給 付	(1) 下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を要する状態 (2) 難病患者等で入浴に介助を要する状態	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が、容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	90, 00 0	

便器 給付	<p>(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上</p> <p>(2) 難病患者等で常時介護を要する状態</p>	学齡児以上	対象者が、容易に使用し得るもの（手すりを付けることができるもの）。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	4, 450 (手すり取付けの場合5, 400円を加算する。)	
頭部 保護 帽	<p>(1) 平衡機能、下肢又は体幹機能障害</p> <p>(2) てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障がい</p>	年齢制限なし	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3	A : 12, 768 B : 30, 870	A : スポ ² ンジ、革を主材料に製作されたもの B : スポ ² ンジ、革、プラスチック

							チックを主材料に製作されたもの
T字状・棒状のつえ	給付	平衡機能、下肢又は体幹機能障害を有し、つえの使用により歩行機能が補完される状態	年齢制限なし	歩行時に体を支え、安定させるものであって、対象者が容易に使用し得るもの	3	木製 : 2,266 金属製 : 3,090	
移動・移乗支	給付	平衡機能、下肢又は体幹機能障害を有し、家庭内の移動等	3歳以上	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の	8	60,000	

援用具		において介助を必要とする状態		補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であつて、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。			
特殊便器	給付	(1) 上肢障害2級以上 (2) 難病患者等で上肢機能に障がいをもつ状態	学齢児以上	対象者又は介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	15 1, 2 00	
火災警報器	給付	(1) 障害等級2級以上の身体障がい (2) 重度又は最重度の知的障がい いずれも火災発生の	年齢制限なし	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8	15, 50 0	

		感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。					
自動 消火 器	給 付	(1) 障害等級2級以上の身体障がい (2) 重度又は最重度の知的障がい (3) 難病患者等 いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	年齢制限なし	室内の温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8	28,700	
電磁 調理 器	給 付	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	18歳以上	対象者が容易に使用し得るもの	6	41,000	
歩行 時間 延長 信号 機用 小型	給 付	視覚障害2級以上	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	10	12,000	

送信機							
小型送信機	給付	視覚障害 2 級以上	学齡児以上	音声標識ガイド・システムに対応するもの	10	7,000	
聴覚障がい者用屋内信号装置	給付	聴覚障害 2 級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	18 歳以上	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10	87,400	
視覚障がい者用誘導装置	給付	視覚障害を有し、音声による誘導を必要とする状態	18 歳以上	音声による目的物（位置）等の確認が可能となるもの	10	56,000	
携帯用信号装置	給付	聴覚障害を有し、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない状態	年齢制限なし	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	5	18,000	
トイレ	給付	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位	年齢制限なし	椅子様の形状をし、座位を保つ	8	81,000	

	エア		を保てない状態		たまま排便が可能なもの		0	
	車椅子用段差昇降機	給付	常時車椅子を使用する状態	年齢制限なし	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの	8	260,000	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	給付	腎臓機能障害3級以上であって、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う状態	3歳以上	透析液を加熱し、一定温度に保つもの	5	51,500	
	ネブライザー	給付	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい (2) 難病患者等で呼吸器機能障害	年齢制限なし	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5	36,000	呼吸器機能障害3級以上の手帳所持者以外は、診断書の提出が別途必要

電気式たん吸引器	給付	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい (2) 難病患者等で呼吸器機能障害	年齢制限なし	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5	56,400	呼吸器機能障害3級以上の手帳所持者以外は、診断書の提出が必要
酸素ボンベ運搬車	給付	医療保険における在宅酸素療法を行う状態	年齢制限なし	対象者が容易に使用し得るもの	10	17,000	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	給付	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な状態	年齢制限なし	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5	157,500	診断書の提出が必要

一)							
盲人 用体 温計 (音 声式)	給付	視覚障害 2 級以上 (盲人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯 に限る。)	学齡児 以上	対象者が容易に 使用し得るもの	5	9, 0 0 0	
盲人 用体 重計	給付	視覚障害 2 級以上 (盲人のみの世帯及 びこれに準ずる世帯 に限る。)	学齡児 以上	対象者が容易に 使用し得るもの	5	1 8, 0 0 0	
人工 呼吸 器用 自家 発電 機	給付	呼吸器機能障害 3 級 以上又は同程度の身 体障がいにて在宅で常 時人工呼吸器を装着 している状態	年齢制 限なし	居宅で使用する 人工呼吸器に接 続することで、 人工呼吸器の稼 働が可能な電力 を供給でき、対 象者又は介助者 が容易に使用し 得るもの	1 0 5	1 0 0, 0 0 0 5 0, 0 0 0 0	呼吸器 機能障 害 3 級 以上の 手帳所 持者以 外は、診 断書の 提出が 必要
人工 呼吸 器用 外部 バッ テリ ー							
情 報・	携帯 用会 付	音声言語機能障害を 有し、又は肢体不自	学齡児 以上	携帯式で、こと ばを音声又は文	5	9 8, 8 0	

意思疎通支援用具	話補助装置	由であって発声・発語に著しい障がいをもつ状態		章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの		0	
情報・通信支援用具	給付	視覚又は上肢機能障害2級以上で情報機器（パーソナルコンピュータ）の使用により、社会参加が見込まれる状態	学齢児以上	対象者が情報機器を使用するに当たり、障がいがあることにより必要となる周辺機器やソフトウェア等	5	1000	
点字ディスプレイ	給付	視覚障害2級以上	18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6	38300	
点字器（標準型）	給付	視覚障がい	学齢児以上	触覚で識別できる凸点を組み合わせ構成される点字を打つための用具	7	A: 10712 B: 6, 7, 9, 8	A: 32マス 18行、両面書、真鍮版製 32マス

						18 行、両 面書、 プラ スチ ック 製
点字 器 (携 帯型)					5	A: 7, A: 3 2 4 1 6 B: 1, 6 9 9 B: 3 2 マス 1 2 行、片 面書、 プラ スチ ック 製
点字	給	視覚障害 2 級以上で	学齡児	対象者が容易に	5	6 3,

タイ プラ イタ ー	付	原則として就学若し くは就労している又 は就労が見込まれる 状態	以上	使用し得るもの		10 0	
視覚 障が い者 用ポ ータ ブル レコ ーダ ー (録 音再 生機)	給 付	視覚障害2級以上	学齡児 以上	音声等により操 作ボタンが知覚 又は認識でき、 かつ、DAISY方式 による録音及び 当該方式により 記録された図書 の再生が可能な 製品であって、 対象者が容易に 使用し得るもの	6	85, 00 0	
視覚 障が い者 用ポ ータ ブル レコ ーダ ー				音声等により操 作ボタンが知覚 又は認識でき、 かつ、DAISY方式 により記録され た図書の再生が 可能な製品であ って、対象者が 容易に使用し得	6	35, 00 0	

(再生専用機)				るもの			
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	給付	視覚障害 2 級以上	学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6	99,800	
視覚障がい者用拡大読書器	給付	視覚障害を有するが、本装置により文字等を読むことが可能になる状態	学齢児以上	画像入力装置を讀みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8	198,000	
盲人用時計	給付	視覚障害 2 級以上（なお、音声時計は、	18 歳以上	対象者が容易に使用し得るもの	10	A : 10,000 A : 触読式	

計		手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な状態を原則とする。)				300 B: 13300	B: 音声式
聴覚障がい者用通信装置	給付	聴覚障害又は音声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる状態	学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの (ファックス等)	5	71,000	
聴覚障がい者用情報受信装置	給付	聴覚障害を有するが、本装置によりテレビの視聴が可能になる状態	年齢制限なし	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画	6	88,900	

				面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの			
人工 喉頭 (笛 式)	給 付	喉頭摘出等の音声機能障害により発声が困難な状態	年齢制限なし	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4	5, 1 5 0	
人工 喉頭 (電 動式)	給 付	喉頭摘出等の音声機能障害により発声が困難な状態	年齢制限なし	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5	7 2, 2 0 3	
人工 喉頭 (埋 込型)	給 付	喉頭摘出等の音声機能障害により発声が困難であり、埋込型用人工鼻を常時使用	年齢制限なし	HMEカセット及びアドヒーシブ（これらの使用に必要な付属品	—	1 月 当た り 2 3,	

用人 工鼻)	する状態		を含む。)であ って対象者が容 易に使用し得る もの		7 6 0	
福祉 電話	貸難聴であり、又は外 与出困難な身体障害 (原則として2級以 上)があり、コミュ ニケーション、緊急 連絡等の手段として 必要性があると認め られる状態(障がい 者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯に限 る。)	1 8 歳 以上	対象者が容易に 使用し得るもの	—	8 3, 3 0 0	
点字 図書	給視覚障害を有し、主 付に情報の入手を点字 によっている状態	年齢制 限なし	点字によって作 成された図書	—	点字 図書 価格	対象者 1 人 につき、点 字図書 で年間 6 タイ トル又 は 2 4 巻を限 度とす

							る(ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)
地上デジタル放送対応ラジオ	給付	視覚障害 2 級以上	学齢児以上	地上デジタル放送のテレビ音声及び緊急時放送の受信が可能であり、対象者が容易に使用し得るもの	6	29,000	
音声 IC タグレコーダー	給付	視覚障害 2 級以上	学齢児以上	IC タグに登録した音声情報を専用機により読み上げる機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	6	60,000	
暗所	給付	視覚障がい児・者又	学齢児	高感度カメラで	8	39	医師の

	視支 援眼 鏡	付	は難病患者等で夜 盲・視野狭窄等の症 状が認められ、医師 の意見書で当該用具 が必要と認められた 者	以上	捉えた微光を増 幅させる機能を 有し、眼鏡のデ ィスプレイに鮮 明な画像として 投射できるもの	—	5, 0 0 0	意見書 の提出 が必要
排泄 管理 支援 用具 (蓄 便袋)	スト マ用 器具 (蓄 便袋)	給 付	ぼうこう・直腸機能 障害であり、ストマ を造設している状態 (身体障害者手帳申 請中の場合を含む。)	年齢制 限なし	低刺激性の粘着 剤を使用した密 封型又は下部開 放型の収納袋と する。 ラテックス製又 はプラスチック フィルム製	—	1月 当た り 8, 8 5 8	
	スト マ用 器具 (蓄 尿袋)				低刺激性の粘着 剤を使用した密 封型の収尿袋で 尿処理用のキャ ップ付とする。 ラテックス製又 はプラスチック フィルム製	—	1月 当た り 1 1, 6 3 9	
	紙お むつ 等(紙)	給 付	(1) ストマ用装 具を装着すること ができない状態	3歳以 上	対象者の衛生を 保てるもの	—	1 2, 0 0 0	

<p>おむつ、サ ラシ・ガ ーゼ 等衛 生用 品) 及 び洗 腸装 具)</p>	<p>(2) 高度の排尿 機能障害又は高度 の排便機能障害 (3) 脳性麻痺等 脳原性機能障害に より排尿又は排便 の意思表示が困難 な状態</p>					
<p>紙お むつ</p>	<p>給付 (1) 常時失禁等 がある下肢又は体 幹機能障害 2 級以 上 (2) 常時失禁等 がある重度又は最 重度の知的障がい</p>	<p>3 歳以 上</p>	<p>対象者の衛生を 保てるもの</p>	<p>—</p>	<p>8, 8 5 8</p>	
<p>収尿 器 (普 通型)</p>	<p>給付 脊髄損傷等による排 尿障害 (特に失禁の ある場合) により、 収尿器を必要とする 状態</p>	<p>年齢制 限なし</p>	<p>採尿器と蓄尿袋 で構成し、尿の 逆流防止装置が ついているもの</p>	<p>1</p>	<p>男性 用 : 7, 9 3 1</p>	

						女性 用 : 8, 7 5 5	
	収尿 器 (簡 易型)				1	男性 用 : 5, 8 7 1 女性 用 : 6, 0 7 7	
住宅 改修 費	居宅 生活 動作 補助	給 付	下肢、体幹機能障害 又は乳幼児期以前の 非進行性の脳病変に よる運動機能障害で	学齡児 以上	障がい者の移動 等を円滑にする 用具で設置に小 規模な住宅改修	—	20000 申請は 一度限 りとし る。

用具	障害等級3級以上 (ただし、特殊便器 への取替えをする場 合は上肢障害2級以 上)	を伴うもの				
----	---	-------	--	--	--	--

別表第2（第10条関係）

区分	利用者負担上限月額
生活保護世帯	0円
低所得1	3,750円
低所得2	6,150円
一般世帯（市民税所得割16万円未満） ※ 給付対象者が18歳未満の場合、市 民税所得割28万円未満	9,300円
一般世帯（上記以外）	37,200円

備考

- 1 生活保護世帯とは、生活保護費受給世帯をいう。
- 2 低所得1とは、市町村民税非課税世帯であって障害者又は保護者の収入が80万円以下である者をいう。
- 3 低所得2とは、市町村民税非課税世帯であるもののうち、低所得1に該当しない者をいう。
- 4 一般世帯とは、市町村民税課税世帯をいう。
- 5 市町村民税課税世帯のうち最多納税者の市町村民税（所得割）が46万円以上の世帯は支給対象外とする。

様式第1号(第4条関係)

日常生活用具給付等事業者登録申請書

年 月 日

久喜市福祉事務所長 あて

住 所
申請者 事業所名
代表者名

次のとおり、日常生活用具給付等事業の事業者登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

届出に係る事業所	名称
	住所
	代表者氏名
届出に係る取扱事業内容	
備 考	

(添付書類)

事業者の事業運営状況の分かる書類(定款・決算書等)

様式第2号(第4条関係)

(表)

日常生活用具給付等事業者登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

久喜市福祉事務所長 印

年 月 日付で申請のあった、日常生活用具給付等事業者登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

登録番号	第 号	
届出に係る事業所	名称	
	住所	
	代表者氏名	
登録年月日	年 月 日	
却下の理由		
備考		

教示

裏面のとおり

(裏)
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第6条関係)

日常生活用具給付(貸与)申請書

年 月 日

久喜市福祉事務所長 あて

住 所
申請者
氏 名
対象者との続柄()

次のとおり日常生活用具給付等事業の給付等を受けたいので申請します。

対 象 者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名				
	住 所	電話番号 ()			
	個人番号(マイナンバー)				
	本年1月1日の住所	都道府県	市区町村	住所地と異なる自治体で住民税が課税されている場合は、その市区町村を記入してください。	
昨年1月1日の住所	都道府県	市区町村			
障 害 の 状 況	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日	
	障害種別		障害等級		
障がい名又は疾患名					
給付(貸与)を希望する用具の名称・形式等					
給付(貸与)を希望する理由(具体的に)					
該当する所得区分	一般・低所得1・低所得2・生活保護・一定所得以上				

※個人情報使用同意欄

- 1 私は、久喜市が保有する個人情報から所得の状況の確認のために、私及び私の家族の個人情報を久喜市が得ることに 同意します・同意しません
- 2 同意されないときは、前年の収入状況の分かる書類等を添付してください。
- 3 個人情報使用に同意された場合でも、必要に応じて収入状況の分かる書類等を提出していただく場合があります。

様式第3号の2（第6条関係）

診 断 書

患者氏名		年 月 日生（歳）
患者住所		
疾患名		
症状（日常生活用具を必要とする身体の状況等）		
在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。 （当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。）		
以上のとおり診断します。		
年 月 日		
医療機関名 医療機関所在地 担当医師氏名 （署名してください。記名押印でも可能です。）		

様式第3号の3（第6条関係）

日常生活用具意見書（暗所視支援眼鏡用）

患者氏名		年 月 日生（ 歳）
患者住所		
疾患名		
1 対象者の状況（該当する項目にレ点を記入してください。）		
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（視覚障害）所持者 <input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める疾病（難病等）がある者		
2 現在の症状及び日常生活について（該当する項目全てにレ点を記入してください。）		
<input type="checkbox"/> 夜盲の症状がある。 <input type="checkbox"/> 視野狭窄があり、歩行に支障がある。（ <input type="checkbox"/> 日中 <input type="checkbox"/> 夜間 ） <input type="checkbox"/> 視覚障害者安全つえ（白杖）を利用している。 <input type="checkbox"/> 通勤通学等や外出時に付き添いが必要である。 <input type="checkbox"/> その他 【 】		
3 暗所視支援眼鏡を試用した効果（該当する項目にレ点を記入してください。）		
<input type="checkbox"/> 試用により暗所視における視機能の改善が見られた。 <input type="checkbox"/> 試用により歩行能力や日常生活の利便性の向上が確認できた。 <input type="checkbox"/> 試用による効果は見られなかった。		
4 所見（該当する項目にレ点を記入してください。）		
<input type="checkbox"/> 暗所視支援眼鏡の有用性が認められ、日常生活の利便性の向上や社会参加機会の拡大が期待できる。 <input type="checkbox"/> 暗所視支援眼鏡の有用性は認められない。		
上記のとおり意見する。		
年 月 日 <div style="text-align: right;"> 医療機関名 医療機関所在地 担当医師氏名 （署名してください。記名押印でも可能です。） </div>		

様式第4号(第7条関係)

日常生活用具給付(貸与)調査書

申請年月日	年 月 日	申請者					
対象者	フリガナ	氏 名		生年月日	年 月 日		
	住 所						
世帯員の状況	氏 名	続 柄	市 町 村 民 税 課 税 状 況				備 考
			課 税	非 課 税	非 課 税 (80万円以下)	生 保	
	非課税世帯	所 得	障 害 年 金	手 当	合 計		
			円	円	円	円	
世帯区分	一般・低所得1・低所得2・生活保護・一定所得以上						
給付(貸与)該当(貸与)非該当	理由						
給付(貸与)する用具の名称・形式等							
基準額	給付等に要する経費	補助額	本人負担額	月額負担上限額			
円	円	円	円	円			
上記のとおり確認しました。 年 月 日 調査員氏名							
意見							

様式第5号(第7条関係)

日常生活用具給付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市福祉事務所長



標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

給付等番号				給付決定日			
対象者	住 所						
	氏 名						
	生年月日			性別		電話	
給付する用具の 名称・形式等							
納入業者	名 称						
	所在地						
	電 話			FAX番号			
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額	
円		円		円			
月額負担上限額				超過利用者負担額			
円				円		円	
教示							
1 審査請求について							
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。							
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。							
2 取消訴訟について							
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。							
ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。							

様式第6号(第7条関係)

日常生活用具貸与決定通知書

第 号
年 月 日

様

久喜市福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました日常生活用具の給付については、次のとおり貸与しますので通知します。

給付等番号	第 号		
対象者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名		
	住所	電話番号 ()	
貸与する用具名 (形式等を含む。)			

- 1 用具の全部又は一部を毀損し、又は滅失した場合には、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従ってください。
- 2 用具を必要としなくなったとき及び市町村民税が課税世帯となったときは、速やかに市長に申し出てください。
- 3 貸与された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。
- 4 3に違反した場合には、貸与した用具を返還してもらうことがあります。

様式第7号(第7条関係)

(表)
日常生活用具給付(貸与)却下通知書

第 号
年 月 日

様

久喜市福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました日常生活用具の給付・貸与については、審査の結果却下となりましたので通知します。

給付等番号		第 号		
対象者	フリガナ			
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	電話番号 ()		
却下となった用具名				
却下の理由				
備考				

教示

裏面のとおり

(裏)
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号(第8条関係)

日常生活用具給付券

給付等番号		給付決定日	
氏名		生年月日	
住所			
保護者氏名			
日常生活用具の名称			
納入業者	名称		
	所在地		
	電話		
給付等に要する経費		見積額	本人負担額
円		円	円
公費負担額		利用者負担上限月額	超過負担額
円		円	円
上記のとおり決定する。			
年 月 日			
久喜市福祉事務所長			印

事業者が申請者に納入した日	年 月 日		
事業者が申請者から受領した額 円	受領事業者名(年月日) 印 年 月 日		
受領者 氏名・印	印	検収者 職名 氏名	印
その他の 特記事項			

日常生活用具給付費 代理受領に係る委任状	
久喜市長	あて
上記のとおり給付決定を受けた日常生活用具給付費の受領の権限を上記の事業者に委任します。	
年 月 日	
委任者氏名 印 (障がい者又は障がい児の保護者)	

様式第9号（第10条関係）

日常生活用具給付等事業公費負担額請求書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

請求者 氏 名 ㊟

電 話

年 月 日付け久 第 号で給付決定を受けた久喜市日常生活用具給付等事業の公費負担額について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込口座

金融機関	銀 行 信用金庫 組 合 農 協		本 店 支 店 出張所
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
フリガナ			
口座名義人			

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第3号の2 (第6条関係)

様式第3号の3 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第10条関係)

様式第10号 (第12条関係)